

【6 (2) ③】

主任(監理)技術者の資格・工事経験

会社名

配置予定者の氏名	主任（監理）技術者
法令による資格・免許	一級、二級建築工事施工管理技士（取得年及び登録番号）

競争参加資格	入札公告及び入札説明書に掲げる基準を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。	
工事経験の概要	工事名称	
	発注者名	
	施工場所	(都道府県・市町村名)
	契約金額	
	工期	平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月
	従事役職	主任(監理)技術者・現場代理人等
	建物用途	
	構造・階数	
	建物規模	
	特殊構造件	

(注)

- ・工事概要の項目の内容が証明できる書面等（C O R I N S の写し、確認申請書の写し等）を添付する。
- ・監理技術者については、監理技術者資格証等の写しを添付する。
- ・主任（監理）技術者は、予定者の氏名等を記載する。なお、技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。
- ・主任（監理）技術者の工事経験は、入札公告及び入札説明書に掲げる基準を全て満たす同種工事について、1人につき1件記載する。
- ・共同企業体構成委員としての施工経験は、出資比率が20%以上の工事に限る。
- ・経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社の主任（監理）技術者が同種工事の施工経験を有していればよい。
- ・配置予定技術者は、**入札日の翌日から**工期中に当該工事に専任で配置できる者であること。
- ・配置予定主任（監理）技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。
- ・落札者（以下「交渉権者」という。）決定後、C O R I N S 等により配置予定主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、技術資料の差し替えは認められない。